

2018年10月1日

# Japan tax alert

EY税理士法人

## オランダ政府、2019年度 予算案を発表

### EY税理士法人アラートライブラリー

EY税理士法人が発行したすべてアラートは、下記サイトからご覧になれます。

<https://www.eytax.jp/tax-library/newsletters/index.html>

### エグゼクティブサマリー

2018年9月18日、オランダ政府は、2019年度予算案(以下、「予算案」)を発表しました。予算案には2019年度税制改正案も含まれています。

予算案は、オランダ政府による以前の発表、2017年のパブリックコンサルテーション向けに公開されたコンサルテーション文書、並びに2018年に公表された財政アジェンダに概ね沿った内容となっています<sup>1</sup>。

予算案では、標準法人税率を段階的に引き下げ、2021年には22.25%(20万ユーロ以下は16%)とし、配当源泉税については2020年1月1日付で廃止するとしています。また予算案には、EUの租税回避防止指令(ATAD)が2019年1月1日より前に導入を求めているいくつかの措置が含まれています。具体的には、アーニング・ストリップング・ルールや低税率の外国子会社(CFC)及び恒久的施設に対するCFC税制の導入等が挙げられています。

### ATAD措置の導入

予算案では、2019年1月1日以降に開始する事業年度を対象に、さまざまなATAD措置をオランダの国内法に取り入れる法律が提案されています。ハイブリッド防止規定については、オランダ政府は2020年1月1日より前に導入することはないことを確認しました。

## アーニング・ストリップング・ルール

オランダがアーニング・ストリップング・ルールを導入することにより、オランダ納税者の関連者及び非関連者からの負債に係る正味借入費用は、(i)納税者の調整課税所得金額の30%、又は(ii)100万ユーロのいずれか高い金額を上限として、法人税上の損金算入が認められるようになります。アーニング・ストリップング・ルールには、代替的なグループ比率による例外、既得権(グランドファーザー)条項、金融機関及びインフラ投資を対象とした個別の適用除外は含まれません。

アーニング・ストリップング・ルールの導入と同時に、他のさまざまな利子損金算入制限規定が廃止されますが、税源浸食防止ルール等の関連者負債を対象とした特定の利子損金算入制限規定は除かれます<sup>2</sup>。

## CFC税制

CFC税制の下では、オランダ納税者が外国法人の50%を超える持分(議決権又は価額)を直接的又は間接的に保有しており(支配テスト)、かつ当該国・地域の法定税率が7%未満である(低税率テスト)場合、当該外国法人(又は恒久的施設)はCFCと見なされます。

CFCが低税率国・地域(法定税率が7%未満であり、かつオランダ財務省が公表する予定の網羅的なリストに含まれている国・地域)、あるいはEUによる非協力的な国・地域のリスト(EUのブラックリスト)に含まれている国・地域の税務上の居住者である場合、未分配の汚れた(tainted)受動的所得<sup>3</sup>(オランダの税法基準に従って計算)はオランダ納税者の課税所得に含まれます。海外の国・地域で真正な経済活動(genuine economic activity)を行っているCFCは、CFC税制の適用対象外となります。これに関連して、CFCが海外の国・地域に十分な関連実体を有する場合は、いずれの場合もCFCは真正な経済活動を行っていると思われ<sup>4</sup>。

## 出国税規定

オランダ政府は、オランダの出国税規定はATADに含まれている規定に概ね沿っていると考えています。従って、予算案に含まれているのは、法人納税者を対象とした出国税支払の繰延期間を現在認められている10年間から、ATADに規定されている5年間にする軽微な改正のみです。

## 一般的租税回避防止規定(GAAR)

オランダ政府は、オランダの一般的な法の濫用(fraus legis)の法理が既に一般的租税回避防止規定(GAAR)の意図を十分に包括していると考えています。従って、GAARに関する追加的な法律は予算案に含まれていません。

## その他の法人税措置

オランダ配当源泉税の廃止及び条件付き配当源泉税の導入

予算案では、オランダの配当金に係る15%の源泉税を2020年1月1日付で廃止するとしています。同時に、低税率国・地域(法定税率が7%未満の国・地域)あるいはEUのブラックリストに掲載されている国・地域の税務上の居住者である関連会社への配当金(及び一定の場合におけるキャピタルゲイン)にのみ適用される条件付き配当源泉税が導入されます。その税率は法人税率と同水準になる予定です。

## 法人税率の引き下げ

予算案には、オランダの法定法人税率を2019年には現状の25%から24.3%に、2020年には23.9%に、2021年以降は22.25%に引き下げる案が含まれています。現在、課税所得20万ユーロ以下はステップアップ税率による軽減税率20%が適用されています。予算案では、このステップアップ税率を2019年には現状の20%から19%に、2020年には17.5%に、2021年以降は16%に引き下げるとしています。

## 繰越欠損金補償の制限

現在、税務上の欠損金については、1年間の繰り戻し及び9年間にわたる繰り越しが認められています。予算案では、2019年1月1日以降に開始する事業年度より、繰り越し可能年数を9年から6年に制限するとしています。また、持株事業又は金融事業から生じた欠損(holding and financing losses)の相殺を制限するルールが2019年1月1日以降に開始する事業年度より廃止されます。

## 不動産の減価償却に関する追加的制限

予算案では、2019年1月1日以降に開始する事業年度より、不動産の減価償却は、不動産鑑定評価法(Real Estate Appraisal Act)に準じた不動産価値(WOZ価値:オランダの各自治体が公表する不動産評価額)までの金額を上限とするとしています。

## 次のステップと時期

現在、予算案はオランダ議会によって審査と審議が行われているため、今後さらに修正される可能性があります。採決は2018年11月15日に行われる予定です。可決された場合、予算案は2019年1月1日以降に開始する事業年度より適用開始となる見通しです。ただし、オランダ配当源泉税の廃止及び条件付き配当源泉税の導入は例外的に2020年1月1日からの適用となると予想されます。

## 今後の財政政策

予算案と各種付属書類の中で、オランダ政府は、以前から発表してきたさまざまな今後の税制改正の計画とその時期を公表しました。オランダにとっての最優先事項は、外国人投資家にとって魅力的な国であり続ける一方で、濫用的な状況に対するOECD及びEUの提言に沿った一定の租税回避防止措置の実施を遵守することです。

## ハイブリッド防止規定

オランダ政府は、ATADのハイブリッド防止規定を2020年1月1日付で導入する意図を再び表明しています。法律が技術的に複雑であり、ハイブリッド・ミスマッチは多岐にわたるため、オランダ政府はパブリックコンサルテーションが必要と考えています。コンサルテーションは、2018年の終わりまでに開始する予定です。

## 利子及びロイヤルティの支払に係る条件付き源泉税の導入

オランダ政府は、オランダ納税者が低税率国・地域あるいはEUのブラックリストに含まれている国・地域に対して支払う関連者間の利子及びロイヤルティに係る条件付き源泉税を2021年から導入することと既に示唆しています。

## 多数国間条約(MLI)

OECDが策定した多数国間条約(MLI)の批准手続きは、2018年には終了しない見通しです。従って、源泉税に関しては、原則としてMLIが2020年1月1日より前に発効することはありません。

---

## 巻末注

1. ATADの導入に関するインターネットによるコンサルテーションが開催され、2017年7月10日に法案が公表されました。さらにオランダ政府は、2018年2月23日に今後数年間の財政アジェンダを発表しました。
2. 廃止される予定の利子損金算入制限規定には、超過参加負債規定やレバレッジド・バイアウト規定が含まれています。
3. (a) 金融資産から生じる利子及びその他の所得、(b) 無形資産から生じるロイヤルティ及びその他の所得、(c) 配当及び株式処分による所得、(d) ファイナンスリースから生じる所得、(e) 保険、銀行、その他の金融活動から生じる所得、(f) 関連企業間で購入・販売する物品・サービスからの売上及びサービス収入を得る請求書発行業務による所得(当該所得に係る費用は控除)
4. CFCが関連実体を有すると見なされるのは、(i) 居住地でオランダのミニマム実体要件を満たしている、(ii) (社内外の)人件費が10万ユーロ以上、かつ(iii) 活動を遂行するために使用するオフィススペースを24カ月以上保有もしくは賃借している場合です。

本アラートに関するお問い合わせは、下記担当者までご連絡ください。

## EY税理士法人

ジョナサン・スチュワートスミス  
ドウマ 真一

パートナー  
シニア

jonathan.stuart-smith@jp.ey.com  
shinichi.douma@jp.ey.com

### メールマガジンのお知らせと登録方法

弊法人では、上記ニュースレター、専門雑誌への寄稿記事及び海外の税制動向を定期的にメールマガジンにて配信しております。

メールマガジン配信サービスのお申し込みをご希望される方は、以下をご参照ください。

1. <http://www.eytax.jp/mailmag/> を開きます。

2. 「メールマガジンの新規登録について」に従い、メールマガジン登録ページよりご登録ください。

\* なお、本メールマガジン登録に際しては、「個人情報の取扱い」についてご同意いただく必要があります。



@EY\_TaxJapan

最新の税務情報を配信しています。

本ニュースレターに関するご質問・ご意見等がございましたら、弊社の担当者又は下記宛先までお問い合わせください。

#### EY税理士法人

ブランド、マーケティングアンド コミュニケーション部  
tax.marketing@jp.ey.com

## EY | Assurance | Tax | Transactions | Advisory

### EYについて

EYは、アシュアランス、税務、トランザクションおよびアドバイザーなどの分野における世界的なリーダーです。私たちの深い洞察と高品質なサービスは、世界中の資本市場や経済活動に信頼をもたらします。私たちはさまざまなステークホルダーの期待に応えるチームを率いるリーダーを生み出していきます。そうすることで、構成員、クライアント、そして地域社会のために、より良い社会の構築に貢献します。

EYとは、アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドのグローバル・ネットワークであり、単体、もしくは複数のメンバーファームを指し、各メンバーファームは法的に独立した組織です。アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドは、英国の保証有限責任会社であり、顧客サービスは提供していません。詳しくは、[ey.com](http://ey.com) をご覧ください。

### EY税理士法人について

EY税理士法人は、EYメンバーファームです。税務コンプライアンス、クロスボーダー取引、M&A、組織再編や移転価格などにおける豊富な実績を持つ税務の専門家集団です。グローバルネットワークを駆使して、各国税務機関や規則改正の最新動向を把握し、変化する企業のビジネスニーズに合わせて税務の最適化と税務リスクの低減を支援することで、より良い社会の構築に貢献します。詳しくは、[www.eytax.jp](http://www.eytax.jp) をご覧ください。

© 2018 Ernst & Young Tax Co.  
All Rights Reserved.

Japan Tax SCORE 20181001

本書は、一般的な参考情報の提供のみを目的に作成されており、会計、税務及びその他の専門的なアドバイスを行うものではありません。EY税理士法人及び他のEYメンバーファームは、皆様が本書を利用したことにより被ったいかなる損害についても、一切の責任を負いません。具体的なアドバイスが必要な場合は、個別に専門家にご相談ください。

[www.eytax.jp](http://www.eytax.jp)